

自治会掲示板の交付に関する要綱

制定 平成 21 年 3 月 4 日枚方市要綱第 7 号
最終改正 平成 28 年 4 月 27 日枚方市要綱第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づき、自治会掲示板の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 自治会掲示板の交付の目的は、地域における掲示板の設置を促進することにより、地域住民相互の広報活動の円滑化及び地域住民の交流を促進し、もって住民自治の振興に寄与することとする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会掲示板 住民自治組織が市から交付を受けて設置する掲示板をいう。
- (2) 住民自治組織 町又は丁目その他本市内の一定の区域に居住する者により自主的に組織された団体をいう。

(交付の対象者)

第 4 条 自治会掲示板の交付の対象者は、自治会掲示板を新たに設置し、又は使用に堪えない自治会掲示板を取り替えようとする住民自治組織で、自治会掲示板を設置しようとする土地、家屋等の所有権その他当該土地、家屋等を正当に使用する権原を有する者の同意を得ているものとする。

(交付枚数)

第 5 条 交付する自治会掲示板の枚数は、1の住民自治組織について、1の年度につき1枚とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次のいずれかに該当する場合は、同項に規定する枚数を超えて自治会掲示板を交付することがある。

- (1) 災害、事故等により、自治会掲示板が破損したとき。
- (2) 住民自治組織を構成する世帯の数が、おおむね1,000世帯を超えるとき又は住民自治組織の区域が広範囲にわたるとき。
- (3) 既存の住民自治組織から分離して、新たに住民自治組織が結成されたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(交付の条件)

第 6 条 市長は、自治会掲示板の交付を決定する場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 営利事業、政治活動及び宗教活動に係る広告物、宣伝物その他の掲示物の掲示に使用しないこと。

- (2) 他人の名誉を傷つけ、又は風紀を乱す掲示物の掲示に使用しないこと。
- (3) 市の掲示物の掲示を妨げないこと。
- (4) 住民自治組織の責任において、交付を受けた自治会掲示板の維持及び安全管理を行うこと。
- (5) 住民自治組織の責任において、交付を受けた自治会掲示板を設置し、並びに当該自治会掲示板が不用となり、又は破損した場合は、解体及び撤去を行うこと。

(撤去の要求)

第7条 市長は、自治会掲示板に前条第1号又は第2号に掲げる掲示物が掲示され、自治会掲示板の交付の目的を達成することができないと認めるときは、当該住民自治組織に対し、当該掲示物の撤去の措置をとるよう求めるものとする。

(交付の決定に通常要すべき期間)

第8条 自治会掲示板の交付の決定に通常要すべき期間は、当該交付の申込みがあった日から21日間とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 自治会掲示板の交付に関する要綱（平成12年枚方市要綱第10号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた申込み、交付の決定その他の行為は、この要綱の規定によりされた申請、交付の決定その他の行為とみなす。

附 則 [平成28年4月27日枚方市要綱第39号]

この要綱は、制定の日から施行する。